

国立大学法人上越教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される報酬のうち、期末特別手当については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の勤務業績及び貢献度を考慮の上、その額の100分の10の範囲内で増減することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から俸給月額の減額:1,065,000円 → 994,000円(△71,000円) 12月期「期末特別手当」支給割合の引上げ:172.5/100 → 175/100(+2.5/100) 寒冷地手当の減額:103,000円 → 89,000円(△14,000円)
理事	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から俸給月額の減額: 780,000円 → 728,000円(△52,000円) 701,000円 → 654,000円(△47,000円) 12月期「期末特別手当」支給割合の引上げ:172.5/100 → 175/100(+2.5/100) 寒冷地手当の減額(1人当り):103,000円 → 89,000円(△14,000円)
理事(非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から非常勤役員手当の減額:月額 80,000円 →月額 75,000円(△5,000円)
監事	該当者なし
監事(非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から非常勤役員手当の減額:月額 80,000円 →月額 75,000円(△5,000円)

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	16,845	11,928	4,828	89 (寒冷地手当)		
理事 (2人)	23,968	16,584	6,713	73 (通勤手当) 420 (単身赴任手当) 178 (寒冷地手当)		
理事 (非常勤) (1人)	900	900	0	0 ()		
監事 (0人)				()		
監事 (非常勤) (2人)	1,800	1,800	0	0 ()		

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国の同種の職員と同水準とする等、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金に基づき、国家公務員の給与水準等を考慮し決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評定の結果を踏まえた勤務成績等を考慮し、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額(昇格)	勤務成績が良好で昇格基準に達している場合、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。
俸給月額(昇給)	勤務成績に応じて、特定職員は昇給区分A(8号俸)からE(0号俸)まで(55歳等は4号俸から0号俸まで)昇給させることができる。特定職員以外の職員は、3段階の昇給区分により昇給させることができる。一定の期間を良好な成績で勤務したときは、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。
勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- 平成18年4月から俸給表の級・号俸構成の改定、俸給月額の減額(全俸給表を平均△4.8%)
(ただし、平成18年3月末在職者等について経過措置あり)
- 平成18年4月から俸給の調整額の減額(調整基本額の改定)
- 平成18年4月から調整手当(異動保障)を地域手当(異動保障)へ名称変更
- 平成18年6月期勤勉手当の総支給割合を0.025月分引上げ(年間:1.425月分→1.45月分)
(特定幹部職員 年間:1.825月分→1.85月分)
- 平成18年12月期期末特別手当の支給割合を0.025月分引上げ(年間:3.325月分→3.35月分)
- 平成18年4月から昇給時期を、年4回(4月、7月、10月及び1月)から年1回(1月)へ変更
普通昇給・特別昇給を統合し、勤務成績に応じた昇給区分(5段階又は3段階)に変更
昇給の号数を4号俸(昇給区分がC又は良好の者)等とし、経過措置として、人事院規則等を準用し、一定期間、昇給の号俸を抑制
- 平成19年1月から大学入試センター試験業務手当を新設
(1日当たり、大学教員:9,000円、事務系職員等:7,000円)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	257人	47.5歳	7,789千円	5,607千円	44千円	2,182千円
事務・技術	81人	43.2歳	6,028千円	4,401千円	55千円	1,627千円
教育職種 (大学教員)	141人	51.4歳	9,057千円	6,458千円	41千円	2,599千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					

医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技術・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属義務教育教員)	人 32	歳 40.6	千円 6,894	千円 5,069	千円 31	千円 1,825
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注：人員が2名以下の区分については、個人情報に配慮して、「平均年齢」以下の事項を記載しないものとした。
教育職種(附属義務教育教員)には、附属幼稚園教員を含む。
技能・労務職種は、自動車運転手である。

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
学長特別補佐	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

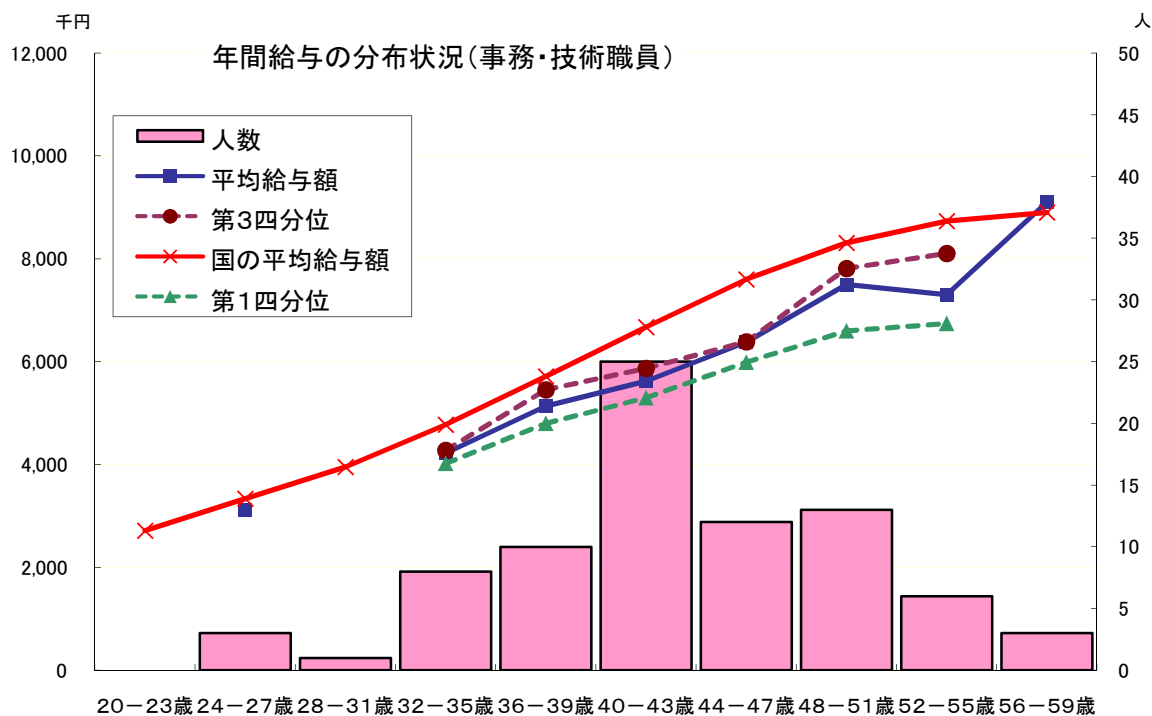
注：人員が2名以下の区分については、個人情報に配慮して、「平均年齢」以下の事項を記載しないものとした。
「学長特別補佐」とは、本学の教育研究に関する特命事項について学長を補佐する職種を示す。

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下⑤まで同じ。〕

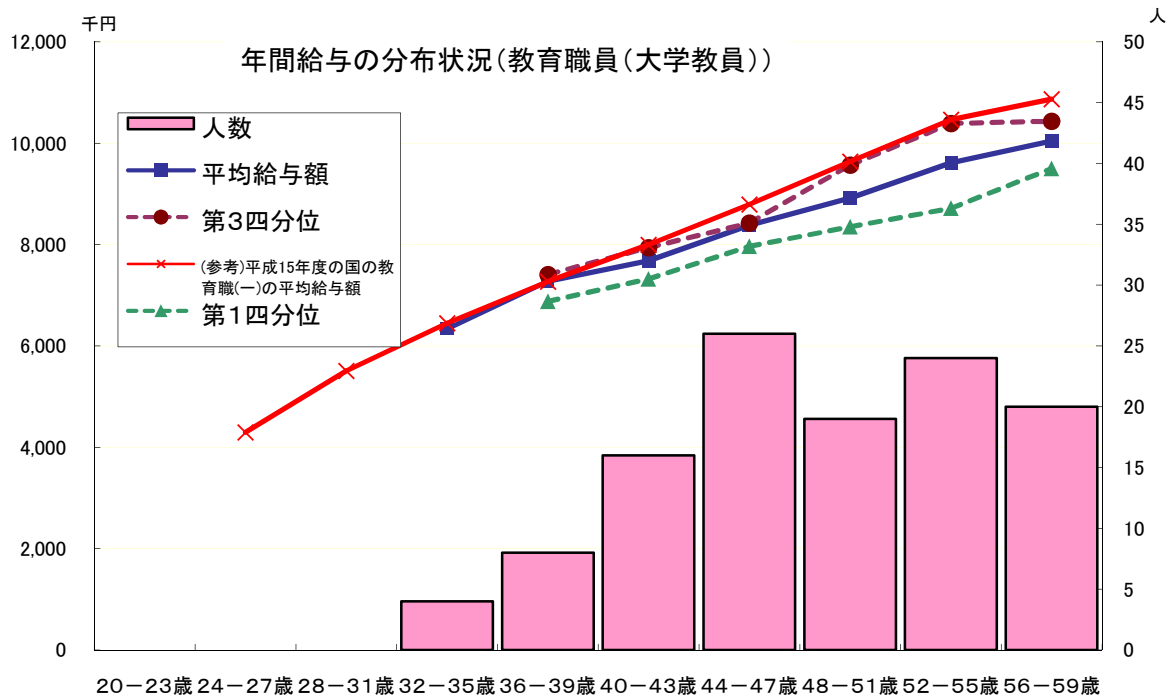


注・①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 ・「28～31歳」の区分については、該当者が1人であるため、個人情報に配慮して「平均給与額」を記載しないものとした。
 ・「24～27歳」及び「56～59歳」の区分については、該当者が4人以下であるため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ°	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
・部長	2		-		-		
・課長	10	51.7	7,616	8,235	8,235	8,561	
・課長補佐	5	48.7	7,083	7,424	7,424	7,804	
・係長	34	44.9	5,751	6,011	6,011	6,313	
・主任	19	39.6	5,048	5,145	5,145	5,311	
・係員	11	31.0	3,286	3,849	3,849	4,226	

注・部長については、該当者が2人であるため、個人情報に配慮して、「平均年齢」以下の事項を記載しないものとした。
 ・本学では、課長補佐は副課長、係長は主査、係員はスタッフという職名を用いている。



注: 「32～35歳」の区分については、該当者が4人以下であるため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	66	56.5	9,506	10,053	10,559		
・准教授	61	47.4	7,920	8,165	8,565		
・講師	12	42.3	6,439	7,102	7,689		
・副学長	2		-		-		

注: 副学長については、該当者が2人であるため、個人情報に配慮して、「平均年齢」以下の事項を記載しないものとした。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区 分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		スタッフ	スタッフ	主査・主任	室長・副課長	課長・室長	課長
人員 (割合)	81 人	2 人 (2.5%)	10 人 (12.3%)	49 人 (60.5%)	11 人 (13.6%)	2 人 (2.5%)	5 人 (6.2%)
年齢 (最高～最低)		～ 歳	35～27 歳	52～36 歳	53～46 歳	～ 歳	53～46 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		～ 千円	3,490～2,396 千円	4,758～3,341 千円	5,776～4,763 千円	～ 千円	6,888～6,152 千円
年間給与額 (最高～最低)		～ 千円	4,616～3,286 千円	6,535～4,552 千円	7,815～6,599 千円	～ 千円	9,307～8,412 千円

区 分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	局長	局長	局長
人員 (割合)		2 人 (2.5%)	0 人 %	0 人 %	0 人 %
年齢 (最高～最低)		～ 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与額 (最高～最低)		～ 千円	人情報に配慮して	～ 千円	～ 千円

注:人員が2人以下の区分については、個人情報に配慮して、「年齢(最高～最低)」以下の事項を記載しないものとした。

(教育職員(大学教員))

区 分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	141 人	0 人	0 人	12 人 (8.5%)	61 人 (43.3%)	68 人 (48.2%)
年齢 (最高～最低)		～ 歳	～ 歳	64～33 歳	63～32 歳	65～44 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		～ 千円	～ 千円	5,753～4,079 千円	6,629～4,740 千円	8,743～5,651 千円
年間給与額 (最高～最低)		～ 千円	～ 千円	8,049～5,760 千円	9,253～6,576 千円	12,262～7,959 千円

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	64.2 %	67.2 %	65.8 %
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	35.8 %	32.8 %	34.2 %
	最高～最低	42.6～32.4 %	41.4～29.2 %	42.0～31.2 %
一般職員	一律支給分 (期末相当)	66.4 %	68.8 %	67.7 %
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	33.6 %	31.2 %	32.3 %
	最高～最低	37.1～32.0 %	35.0～29.1 %	34.6～30.5 %

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	63.7 %	67.5 %	65.7 %
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	36.3 %	32.5 %	34.3 %
	最高～最低	45.7～32.9 %	39.4～29.5 %	42.5～31.4 %
一般職員	一律支給分 (期末相当)	66.1 %	69.0 %	67.6 %
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	33.9 %	31.0 %	32.4 %
	最高～最低	38.1～31.9 %	35.0～29.4 %	36.4～30.7 %

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

87.3
100.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

93.4

注1: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

〔 教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 93.9 〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,355,380	2,436,785	△ 81,405	△ 3.3	△ 137,586	△ 5.6
退職手当支給額 (B)	221,008	134,003	87,005	64.9	60,996	45.5
非常勤役職員等給与 (C)	116,525	110,636	5,889	5.3	24,676	22.3
福利厚生費 (D)	311,475	316,494	△ 5,019	△ 1.6	△ 6,542	△ 2.1
最広義人件費 (A+B+C+D)	3,004,388	2,997,919	6,469	0.2	△ 58,456	△ 1.9

注:本表における「非常勤役職員等給与(C)」においては、受託事業費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・前年度比較増減の要因として、「給与、報酬等支給総額(A)」の-3.3%は主に大学教員に係る支給総額の減(H18.3末定年退職教員の後任補充に係る若手教員任用等)、「退職手当支給額(B)」の64.9%は定年退職者の増加による退職手当支給額の増、「非常勤役職員等給与(C)」は教育改革経費による採用の非常勤職員給与の増等が考えられる。また、「福利厚生費(D)」は主に(A)の減額に伴う減等である。
- ・中期目標において、人事の適正化に関する目標として、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」旨、明記している。
- ・中期計画において、中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)に関する具体的な方策として、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。」旨、明記している。
- ・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」は、2,436,785千円、同「人件費予算相当額」は、2,703,237千円。
- ・よって、人件費削減の取組の進捗状況として、

$$\text{人件費削減率(対平成17年度給与、報酬等支給総額)} = (2,355,380 - 2,436,785) \div 2,436,785 \times 100 = -3.3\%$$
 また、
$$\text{人件費削減率(対平成17年度人件費予算相当額)} = (2,355,380 - 2,703,237) \div 2,703,237 \times 100 = -12.9\%$$
 となる。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

{ 特になし }